

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和8年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和8年度の初日から令和8年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段: 輸入基準数量 下段: 協定対象外 輸入基準数量	上段: 輸入数量 下段: 協定対象外 輸入数量	差 分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	90 トン	22 トン	68 トン
		90 トン	22 トン	68 トン
3	クリーム	64 トン	6 トン	58 トン
		30 トン	6 トン	24 トン
4	粉乳類	26,878 トン	389 トン	26,489 トン
		19,875 トン	206 トン	19,669 トン
5	無糖れん乳	1,437 トン	0 トン	1,437 トン
		1,423 トン	0 トン	1,423 トン
6	加糖れん乳	116 トン	20 トン	96 トン
		29 トン	0 トン	29 トン
7	ヨーグルト	13 トン	1 トン	12 トン
		13 トン	1 トン	12 トン
8	バターミルク	23 トン	0 トン	23 トン
		23 トン	0 トン	23 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	53,754 トン	2,345 トン	51,409 トン
		39,183 トン	209 トン	38,974 トン
10	その他の乳製品	12,035 トン	38 トン	11,997 トン
		5,162 トン	38 トン	5,124 トン
11	バター	19,977 トン	936 トン	19,041 トン
		15,596 トン	913 トン	14,683 トン
12	豆類	84,672 トン	2,865 トン	81,807 トン
		47,546 トン	1,612 トン	45,934 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,621,206 トン	413,038 トン	5,208,168 トン
		5,167,393 トン	355,642 トン	4,811,751 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,249,662 トン	120,793 トン	1,128,869 トン
		190,794 トン	12,115 トン	178,679 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,108,114 トン	90,438 トン	1,017,676 トン
		1,108,114 トン	90,438 トン	1,017,676 トン
15	コーンスターチ	3,816 トン	139 トン	3,677 トン
		3,438 トン	25 トン	3,413 トン
16	ばれいしょでん粉	18,810 トン	929 トン	17,881 トン
		13,625 トン	877 トン	12,748 トン
17	マニオカでん粉	144,840 トン	3,860 トン	140,980 トン
		142,793 トン	3,860 トン	138,933 トン
18	サゴでん粉	20,881 トン	712 トン	20,169 トン
		19,747 トン	712 トン	19,035 トン
19	その他のでん粉	1,929 トン	78 トン	1,851 トン
		1,705 トン	78 トン	1,627 トン
20	イヌリン	2,571 トン	126 トン	2,445 トン
		84 トン	0 トン	84 トン
21	落花生	30,113 トン	394 トン	29,719 トン
		17,414 トン	337 トン	17,077 トン
22	こんにやく芋	73 トン	21 トン	52 トン
		73 トン	21 トン	52 トン
23	ミルク調製品	10,461 トン	33 トン	10,428 トン
		2,067 トン	17 トン	2,050 トン
24	でん粉調製品	1,717 トン	114 トン	1,603 トン
		874 トン	95 トン	779 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,112 トン	2 トン	4,110 トン
		1,522 トン	2 トン	1,520 トン
27	調製食用脂	16,743 トン	41 トン	16,702 トン
		1,756 トン	36 トン	1,720 トン
28	繭	1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
		1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
29	生糸	195 トン	0 トン	195 トン
		195 トン	0 トン	195 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。